南陽市議会
第 600 号
29.2.15
小 1 1 3 類
保存 5 年

会派名	政風会
議員名	高橋　一郎
調査の内容①	広島県竹原市、呉市　平成29年1月22～24日 ・少子高齢社会が進行し、住民の生活様式や価値観が多様化する中で、公平一律の行政サービスでは解決できないのが現在の地方自治。 このような時代のニーズに応じ、「住民自らが地域のことを考えていく」市民の市民による市民のための協働のまちづくりの実践例。
意見②	・竹原市 行政区政から自治会制へ移行（平成14年4月）区長制度をやめた。 自治会長によるアンケートを集約し、平成17年10月協働のまちづくり推進プランを策定した。17地区で独自のまちづくり活動をしている。 このプランの重点目標は1．専門部署（市役所内に協働のまちづくり推進室）の設置、2．新しいコミュニティづくり17地区で住民自治組織、3．話し合いの場（意見交換会）を設置、4．地域の将来計画策定（地域行動プランの作成）。そして、財政支援としてプランを作成した地区には、市単独で30万円と250万円（宝くじ助成）の財政支援をする。 ・呉市 呉市市民協働推進条例（平成15年4月1日施行）を制定。市民協働とは市民の皆さんと市が課題の解決に向けてお互いの利点を活かしてより良い効果を生み出すことと定義。自治会の主な活動は1．環境美化活動、2．福祉活動、3．防犯・防災活動、4．親睦・交流活動、5．子供会等への支援、6．回覧の配布。自治会に対する行政の支援は1．自治会連合会事務局、2．自治会長活動費助成、3．市政だより等書類配布手数料、4．防犯灯補助（電気代）、5．屋外掲示板設置補助、6．自治会集会所整備、7．LED防犯灯設置助成8．防犯カメラ設置助成、9．宝くじコミュニティー助成と豊富で自治会の健全な運営を支援している。
結果③	1．公民館の運営方法 本市では、市内8地区公民館活動の中で地域活動を推進しているが、地域独自の運営をするためには、人事も運営も地域に任せていく方がより地域民にとっても良いのではないか。 2．協働のまちづくりの方法 行政主導⇒住民主役、公平一律のサービス⇒きめこまかなサービス 国中心の全国一律のまちづくり⇒地域の特性を活かした魅力あるまちづくり

その他④	を実現する手法として、地域の課題を地域で考え、解決するために地域住民による協働のまちづくり組織をつくっていくことが本市にも必要。 ３．行政区制度から自治会長制度へ 地方公務員法の特別職としての区長制度ではなく、自治会制度にして属人的に報酬を支給することをやめる。自治会に運営資金を補助する制度にすることにより、増えていく高齢者等の生活支援を行う活動にも貢献できる。

※　この書類は、会派に属する議員１人ずつ提出ください。

①　調査を踏まえ、特に議会または行政に報告したい内容を記載

②　調査事項のうち、特に印象に残る事項について意見・感想を記載

③　調査目的の評価、調査結果をどのように反映させていくかを記載

④　調査事項以外に気づいた点等、今後の活動に有用な情報を記載